

御堂筋本町北地区
広告・サインに係る地域ルール
【地域景観づくり協定】

第1条 目的

本ルール（以下、「本協定」という。）は、「大阪市景観計画」ならびに「御堂筋デザインガイドライン 御堂筋本町北地区」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、「大阪市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）」第39条に基づく「地域景観づくり協定」として、広告・サイン（以下、「広告物等」という。）のデザインや掲出方法の作法を定めるとともに、地域が主体的に運用する仕組みを規定することにより、御堂筋沿道の魅力向上と良好なまちなみ形成を図ることを目的とする。

第2条 対象区域

本協定の対象となる土地の区域（以下、「本協定区域」という。）は、大阪市中央区の土佐堀通から中央大通までの御堂筋に面する土地の区域とする。

第3条 まちづくりの方針

本協定区域内では、広告物等の設置方法や表示方法の誘導を通じて、歩行者空間におけるにぎわいを演出しながら、わかりやすくするとともに、御堂筋沿道での景観を整えることにより、上質なにぎわいと風格あるビジネス地区にふさわしいまちなみの形成を図るものとする。

- にぎわいを演出する：上質なにぎわいを演出するよう、節度あるデザイン性の高い広告・サインとするとともに、低層部の透過性のある壁面を活かして屋内外の活動の視認性を確保するなど、楽しく快適に歩けるまちなみを創出する。
- わかりやすくする：ビルやテナント名称等は、情報を整理し、目につきやすい場所に効果的に配置するなど、際立ち過ぎず、乱雑な印象を与えないよう、歩行者にとってわかりやすいサインとする。
- 景観を整える：人目に付きやすい広告物等は、ビル意匠と一体的にデザインし、位置や大きさを整えるなど、周辺の建物と調和させ、御堂筋沿道において風格のある整ったまちなみを形成する。

第4条 対象行為等

- ・本協定を適用する対象となる広告物等は、民間敷地内において、土地及び建築物等に設置するもの並びに建築物低層部（2階以下。以下同様。）の御堂筋に面したガラス面の室内側に近接して主に沿道の通行者に向けて掲出するものとする。
- ・本協定の協議対象となる行為は、広告物等を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合とする。

第5条 設置基準

前条に定める広告物等について、ガイドラインに加えて、第6条から第11条までの基準を設ける。本基準は、公共空間から沿道の建物内部を含む御堂筋全体としての見え方やまちなみ景観のあり方を踏まえて、第13条に基づく協議やデザイン審査を行ううえでの判断基準をまとめたものである。なお、審査の実施にあたり別途マニュアルを定める。

第6条 広告物等の意匠等に関する基準

- ・ 広告物等の形態や意匠、設置位置等は、御堂筋沿道など周辺のまちなみや建築物と調和のとれたものとする。
- ・ 掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避ける。
- ・ 集約して設置し、複数設置する場合は、統一したデザインとするほか、位置や大きさを揃え、まちなみとしての統一感や連続性が演出されるよう配慮する。
- ・ 色彩に配慮し、高彩度の利用を抑える。

第7条 建物壁面に掲出する広告物等に関する基準

- ・ 自己の氏名、名称、商標、ビル名称、主要な施設や店舗の名称を表示するものとする。
- ・ 周辺建物の掲出方法も参照し、まちなみとしての連続性に配慮する。
- ・ ビル本体の素材感を失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合は、大きさや色彩に配慮する。
- ・ 低層部に複数のテナントを表示する場合は掲出位置を定める又は揃えるなど、統一感や連続性に配慮する。

第8条 建物から突出する広告物等に関する基準

(1) 共通基準は次の通りとする。

- ・ 店舗等の名称を表示するもの、及び第11条に規定する期間限定広告とする。
- ・ 建築物の低層部に設置し、建築物の外観や店舗デザインとの一体感に配慮する。
- ・ 複数設置する場合は、大きさを揃え、一列に配置するなど、位置や大きさを統一する。

(2) バナーフラッグに関する基準は次の通りとする。

- ・ 歩行者の通行空間や視線に配慮しつつ、適度な数、間隔となるよう連続的に設置する。
- ・ まちなみとしての一体感を持ちつつ、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさ、形状、色彩、素材等に配慮する。

(3) 袖看板（ブラケット）広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・ 設置数を抑えるとともに、設置高さや位置を揃える。
- ・ 突出し幅や表示面積を少なくし、形状やデザインを工夫する。

(4) オーニングに関する基準は次の通りとする。

- ・ 広告を表示する場合、位置は先端部分に限定し、建物名称、テナント名称、ロゴマーク程

度の記載を基本とする。

- ・歩行者の日よけや雨よけとなるよう、デザインや大きさ、色彩や素材等に配慮する。
- ・汚れや色あせ等に対するメンテナンス性にも配慮した素材とする。

第9条 ガラス面を利用又は室内側に近接して掲出・設置する広告物等に関する基準

(1) ガラス面に直接貼り付ける広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・形状や掲出位置を揃えるなど、建物との調和に配慮し、建物内と通り双方の見通しが確保されるようにする。
- ・切り文字を基本とし、色彩や大きさにも配慮して簡潔な表示方法とする。

(2) ガラス面の内側に近接して掲出・設置し、主に沿道の通行者に向けて掲示する広告物等に関する基準は次の通りとする。

- ・室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内と通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。
- ・建物ファサード全体での調和に配慮する。
- ・パネル等に掲出する場合は、形状や掲出位置を揃え、乱雑な印象を与えないよう配慮する。
- ・掲出数や情報量を抑えるとともに、商品等の直接的、過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど、表現方法に工夫を行う。
- ・やむを得ずガラス面をふさぐ場合は、ウインドウディスプレイのような装飾的な工夫を行う。

第10条 地上に設置する広告物等に関する基準

(1) 案内板・集合サインに関する基準は次の通りとする。

- ・建物の入口付近など目につきやすい場所に設置し、歩行者の妨げとならないよう配慮する。
- ・ヒューマンスケールを超えない大きさとし、建物と調和したデザインとする。
- ・施設案内や集合サインなど複数設置する場合は、統一したデザインとする。

第11条 期間限定広告物等に関する基準

- ・暫定利用やイベント対応時の広告物等については、第5条から第10条までに規定する基本的な考え方を踏まえつつ、地域で連携したイベント時など、特に、御堂筋沿道全体としてのにぎわい創出に資する場合は、設置期間等について柔軟に扱うものとする。

第12条 委員会の設置

- ・本協定の円滑な執行と適切な運用を図るため、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク内に、本協定を締結した者の代表者として「御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設ける。
- ・委員会は、次の業務を行うものとする。
 - ①本協定の協議対象となる案件の審査、承認
 - ②本協定の見直し案の作成

- ③本協定の運用に際して必要な各種規定やマニュアルなどの作成、見直し
 - ④景観条例第 39 条に規定する地域景観づくり協定に関連する手続き
 - ⑤その他、本協定の目的実現に必要な事項
- ・委員会の組織や協議の実施については、別途要綱に定める。

第 13 条 本協定に基づく協議

- ・本協定区域内において、本協定第 4 条に規定する行為を行おうとする者は、本協定の目的や基準に即して広告物等を計画し、あらかじめ委員会に届出を行うとともに、必要な協議を行うものとする。
- ・詳細な手続きについては、別途要綱に定める。

第 14 条 土地所有者等の義務

- ・本協定区域内の土地所有者等は、区域内に有する土地の所有権又は建築物等の所有を目的とする地上権や借地権を、他の者に移転した場合には、本協定の内容について、移転後の土地所有者等に周知し、承継させなければならない。
- ・土地所有者等は、所有する土地や建物の部分を占有する第 3 者に対して、本協定を遵守させるよう努めるものとする。

第 15 条 有効期間

- ・本協定は、景観条例第 40 条第 5 項の規定による大阪市長の認定の公告があった日（以下、「認定日」という。）から効力を有し、有効期間は認定日から起算して 10 年間とする。
- ・前項に定める有効期間内に、本協定区域内の土地所有者等の過半数による異議申し立てがない限り、本協定は有効期間満了の日の翌日から起算して 10 年間更新されるものとする。

第 16 条 変更又は廃止

- ・本協定を変更又は廃止しようとする場合は、変更については本協定締結者の全員の同意、廃止については本協定締結者の過半数の同意を得て、景観条例第 41 条第 1 項に基づき大阪市長に届出なければならない。

第 17 条 本協定の締結後の加入

- ・本協定の締結後、土地所有者等が新たに本協定に加入しようとする場合は、委員会に申し出て同意手続きを行うものとする。

第 18 条

- ・本協定に規定するもののほか、本協定の運用等に関して必要な事項は、一般社団法人御堂筋まちづくりネットワークが定めるものとする。